



29 資第 338 号
平成 30 年 (2018 年) 3 月 23 日

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長 様

長野県環境部長

「長野県優良産廃処理業者認定制度の手引」の改正について (通知)

日頃から本県の廃棄物行政の推進につきまして、御尽力いただきありがとうございます。今般、当該制度に係る手引を改正しましたので、ご了知の上、貴会員への周知等、認定制度の積極的な活用について御配意をお願いします。

記

1 主な改正内容

- ・優良産廃処理業者認定制度の認定基準中、「遵法性に係る基準」に係る特定不利益処分について、「2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し」を追加するとともに、事業の廃止等についても措置命令の規定を準用する。
- ・認定基準に適合することを証する書類中、「インターネットによる情報公開に係る書類」について、初めて認定申請を行う者以外の申請において、「産廃情報ネット (さんぱいくん)」を利用している場合、更新状況一覧表及び申請日時点での証明書を添付書類とする。
- ・様式第 3 号 (誓約書) を変更する。
- ・長野県優良産廃処理業者認定制度自己チェック表における事業の透明性 (①) のチェック項目を変更する。

資源循環推進課廃棄物審査係

(課長) 丸山 良雄 (担当) 坂本 英樹

電話 026-235-7164

ファックス 026-235-7259

E メール haikishinsa@pref.nagano.lg.jp